

佐伯市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 令和4年度の人件費率
令和5年 度	人 65,624	千円 47,074,505	千円 1,019,795	千円 7,699,143	% 16.4	% 16.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

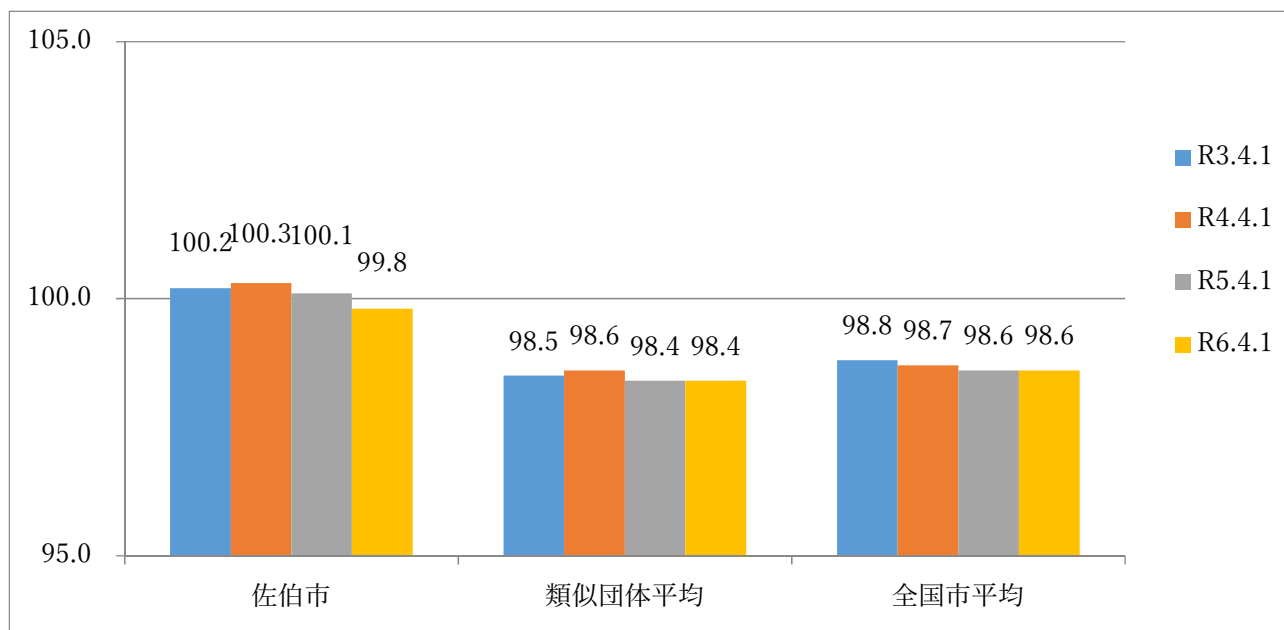
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当 り給与費 B / A	(参考)類似団体 (Ⅱ-2)平均一 人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5年度	人 752	千円 3,082,844	千円 517,417	千円 1,248,109	千円 4,848,370	千円 6,447	千円 5,922

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
令和6年 度	円 362,534	円 352,111	10,423円 (2.96%)	% 2.96	% 2.96	% 2.76

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
令和6年 度	月 4.60	月 4.50	月 0.10	月 0.10	月 4.60	月 4.60

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日
(内容)一般行政職の給料表について、国家公務員の給与に関する人事院勧告及び大分県人事委員会勧告等を考慮し平均2%引下げ。激変緩和のため5年間(令和2年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合） （実施時期）	該当なし
------------------	------

③ その他の見直し内容

--

(6) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
佐伯市	43.5 歳	338,400 円	399,473 円	364,336 円
大分県	41.5 歳	317,443 円	403,643 円	343,917 円
国	42.1 歳	323,823 円	405,378 円	—
類似団体	41.8 歳	316,920 円	385,423 円	350,499 円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間		参 考	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
〇〇市	歳	人	円	円	円	—	—	—	—
うち〇〇〇〇	歳	該当なし			円〇〇〇〇	—	歳	円	
うち〇〇〇〇	歳				円〇〇〇〇	—	歳	円	
うち〇〇〇〇	歳				円〇〇〇〇	—	歳	円	
〇〇県	歳	人	円	—	円	—	—	—	—
国	歳	人	円	—	円	—	—	—	—
類似団体	歳	人	円	円	円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
〇〇市	—	—	—
うち〇〇〇〇	円	円	
うち〇〇〇〇	円	円	
うち〇〇〇〇	円	円	

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和〇年～〇年の3ヵ年平均）。
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
 ※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 教育職

区 分	平均年 齢	平均給料月額	平均給与月額
佐伯市	48.0 歳	359,479 円	398,690 円
大分県	43.4 歳	353,931 円	392,491 円
類似団体	40.6 歳	309,978 円	348,617 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和 6 年 4 月 1 日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

区 分		佐 伯 市	大 分 県	国
一般行政職	大 学 卒	203,000 円	203,000 円	196,200 円
	高 校 卒	171,400 円	171,400 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	171,400 円	169,500 円	—
	中 学 卒	—	—	—
教 育 職	大 学 卒	203,000 円	226,800 円	—
	高 校 卒	171,400 円	184,000 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

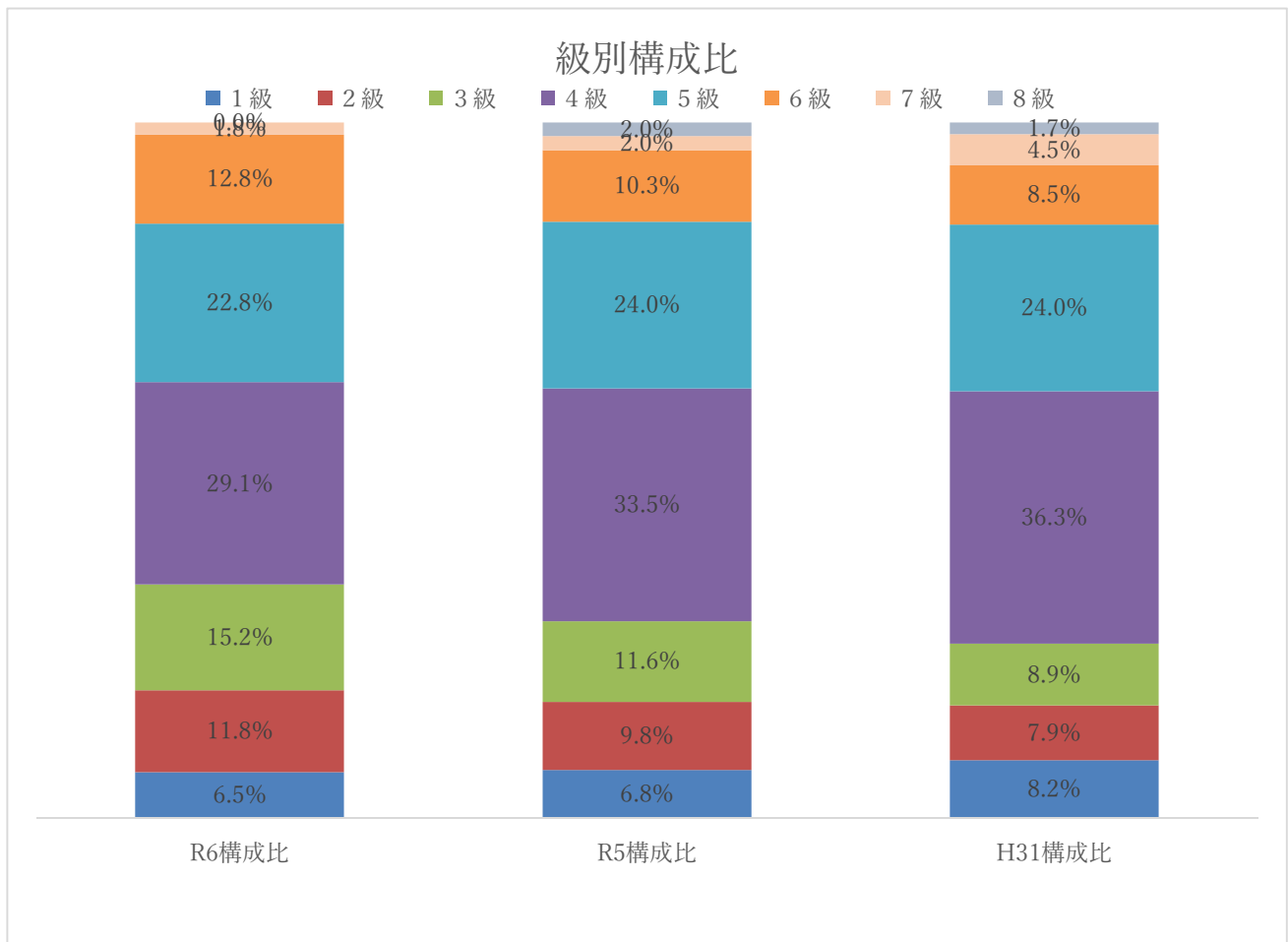
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	293,083 円	361,877 円	386,240 円	399,360 円
	高 校 卒	237,600 円	343,720 円	366,450 円	389,350 円
技能労務職	高 校 卒	—	—	—	—
	中 学 卒	—	—	—	—
教 育 職	大 学 卒	293,083 円	361,877 円	386,240 円	399,360 円
	高 校 卒	237,600 円	343,720 円	366,450 円	389,350 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

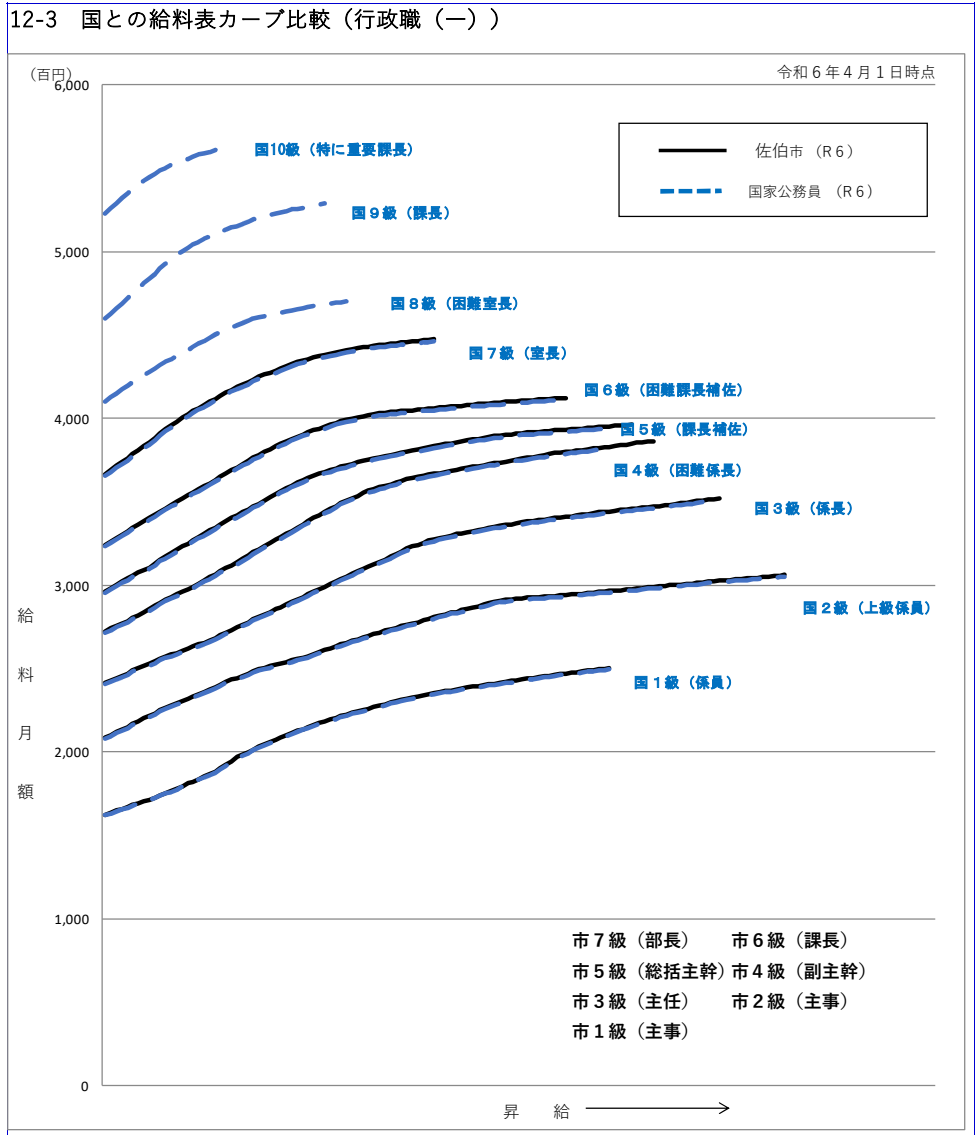
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1級	主事、技師	36人	6.5%	162,600円	250,100円
2級	主事、技師	65人	11.8%	208,600円	306,100円
3級	主任、主査	84人	15.2%	241,600円	352,100円
4級	副主幹	161人	29.1%	272,400円	386,400円
5級	主幹、総括主幹	126人	22.8%	296,300円	396,200円
6級	参事、課長補佐、課長	71人	12.8%	324,100円	412,500円
7級	部長、次長	10人	1.8%	366,600円	447,500円

- (注) 1 佐伯市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和 6 年 4 月 1 日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（佐伯市）

令和 6 年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

佐 伯 市	大 分 県	国
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,719 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,646 千円	—
（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05 月分 （1.375）月分（0.975）月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05 月分 （1.375）月分（0.975）月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05 月分 （1.375）月分（0.975）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（佐伯市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

佐 伯 市	国
（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 1人当たり平均支給額 14,324 千円 23,089 千円	（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 措置（2%～45%加算）

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支 給 実 績（令和5年度決算）			1,147 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			1,146,864 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
診療所医師	16.0 %	1 人	16.0 %
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			9,584 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			76,669 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）			16.6 %	
手当の種類（手当数）			2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価
消防業務手当	消防職員	災害現場等への出動	3,815 千円	1回300円
医師手当	医師	診療所業務	5,769 千円	

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	226,729 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	276 千円
支給実績（令和4年度決算）	270,940 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	321 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象としない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）
扶養手当	【経過措置（令和6年度における7級以下職員の場合）】 ・配偶者6,500円 ・扶養親族である子10,000円、父母等6,500円 ・特定扶養加算（16歳～22歳）6,000円	異なる	特定扶養加算	124,071 千円	263,980 円
住居手当	・借家 最高27,000円	同じ		67,114 千円	277,331 円

通 勤 手 当	・ 交通機関支給限度 月 55,000円 ・ 片道2K m以上(4 ,700円～33,000円)	異なる	距離区分	67,551 千円	111,470 円
管理職手当	・ 役職に応じて支給 (30,000円～71,000円)	異なる	役職区分	43,577 千円	613,766 円
管理職特別勤務手当	・ 災害時等緊急時の勤務に対して支給 (役職に応じて1勤務4,000円または6,000円)	異なる	役職区分単価	302 千円	6,292 円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	880,000 円	(参考) 類似団体における最高／最低額	1,053,000 円／ 686,000 円	
		(880,000 円)			
	副 市 区 町 村 長	716,000 円		870,000 円／ 623,500 円	
		(716,000 円)			
報 酬	議 長	434,000 円	629,000 円／ 376,900 円		
	(434,000 円)				
	副 議 長	391,000 円	575,000 円／ 309,700 円		
	(391,000 円)				
議 員	368,000 円	522,000 円／ 286,600 円			
	(368,000 円)				
期 末 手 当	市 区 町 村 長	(令和5年度支給割合)			
	副 市 区 町 村 長	3.4 月分			
	議 長	(令和5年度支給割合)			
	副 議 長	3.4 月分			
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1 期の手当額)	(支給時期)	
		給料月額×在職月数×50/100	21,120,000円	任期終了時	
	副 市 町 村 長	給料月額×在職月数×40/100	13,747,200円	任期終了時	
		備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

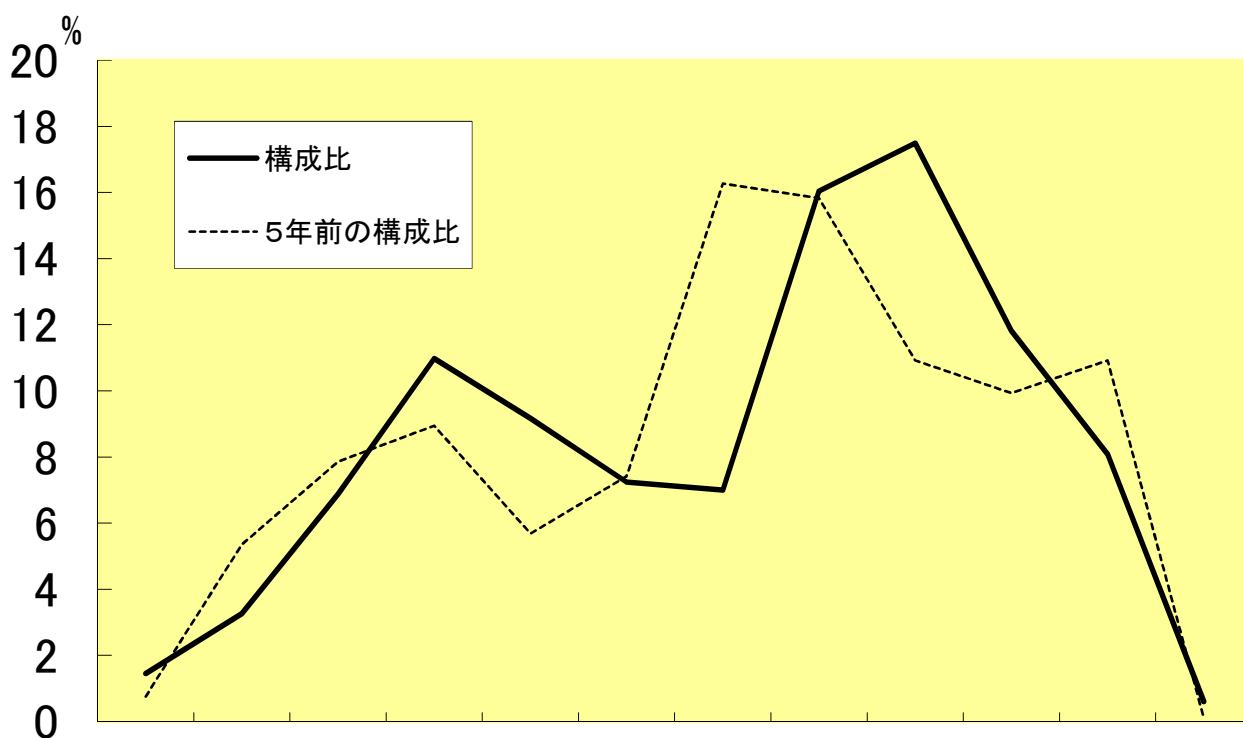
(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和5年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	7	7		
		総 務	149	152	3	組織改編等による見直し
		税 務	53	50	△ 3	組織改編等による見直し
		農 林 水 産	67	65	△ 2	組織改編等による見直し
		商 工	37	38	1	組織改編等による見直し
		土 木	64	64		
		民 生	107	117	10	組織改編等による見直し
		衛 生	66	60	△ 6	組織改編等による見直し
	計	550	553	3	< 参 考 > 人口1万当たり職員数 84.27 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 59.84 人)	
	教育部門	79	64	△ 15	組織改編等による見直し	
	消防部門	123	123			
	小 計	752	740	△ 12	< 参 考 > 人口1万人当たり職員数 112.76 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 77.94 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院	水 道	2	2		
		交 通	27	25	△ 2	組織改編
		下 水 道	4	3	△ 1	組織改編
		そ の 他	19	18	△ 1	組織改編
		小 計	44	43	△ 1	組織改編
	小 計	96	91	△ 5		
合 計			848	831	△ 17	< 参 考 > 人口1万当たり職員数 126.63 人
			[1,094]	[1,094]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	12人	27人	57人	91人	76人	60人	58人	133人	145人	98人	67人	7人	831人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別 \ 年 度	31 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	過去 5 年間の増減数 (率)
一般行政	597	590	572	562	550	553	△44(△7.4%)
教育	82	83	81	85	79	64	△18(△22.0%)
消防	125	125	125	124	123	123	△2(△1.6%)
普通会計計	804	798	778	771	752	740	△64(△8.0%)
公営企業等会計計	112	109	106	95	96	91	△21(△18.8%)
総合計	916	907	884	866	848	831	△85(△9.3%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和5年 度	千円 1,362,717	千円 164,427	千円 132,244	% 9.7	% 9.3

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 69,544 千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	市町村平均1人 当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年 度	人 26	千円 107,813	千円 13,343	千円 45,161	千円 166,317	千円 6,397	千円 6,118

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

特になし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
佐 伯 市	41.8 歳	332,644 円	530,343 円
団 体 平 均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円
事 業 者	— 歳		— 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

佐伯市水道事業	佐伯市
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,737 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,719 千円
（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05 月分 （1.375）月分 （0.975）月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05 月分 （1.375）月分 （0.975）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

佐伯市水道事業				佐伯市			
（支給率）	自己都合	応募認定・定年		（支給率）	自己都合	応募認定・定年	
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度	47.709 月分	47.709 月分		最高限度	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置				1人当たり平均支給額			
定年前早期退職特例措置 措置（2%～20%加算）				14,324 千円 23,089 千円			
1人当たり平均支給額							
— 千円 — 千円							

（注）令和 5 年度に佐伯市水道事業から支給された退職手当なし。

ウ 地域手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和5年度決算）			千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
	該当なし		%
			%
			%
			%
			%
			%

エ 特殊勤務手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和5年度決算）			千円	
支給職員1人当たり平均支給			円	
職員全体に占める手当支給職			%	
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和5年度決算）	左記職員に対する支給 単価
〇〇手当	該当なし		千円	日額〇〇円
〇〇手当			千円	1件当たり〇〇円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	3,533 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	154 千円
支給実績（令和4年度決算）	3,828 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	166 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	【経過措置（令和6年度における7級以下職員の場合）】 ・配偶者6,500円 ・扶養親族である子10,000円、父母等6,500円 ・特定扶養加算（16歳～22歳）6,000円	同じ		千円 4,812	円 320,800
住居手当	・借家 最高27,000円	同じ		千円 1,529	円 305,800
通勤手当	・交通機関支給限度月55,000円 ・片道2Km以上（4,700円～33,000円）	同じ		千円 1,537	円 85,383
管理職手当	・役職に応じて支給（30,000円～71,000円）	同じ		千円 1,932	円 644,000
管理職員特別勤務手当	・災害時等緊急時の勤務に対して支給（役職に応じて1勤務4,000円または6,000円）	同じ		千円 0	円 0